

令和4年1月11日

MICE 誘致にかかるサポート資金のご案内

長崎 MICE 誘致推進協議会

長崎 MICE 誘致推進協議会より、長崎市への MICE 誘致にかかる宿泊費や交通費等をサポートする資金につきましてご案内します。

当協議会の会員だけでなく、誰でも利用できる制度です。

ご希望される方は、まずは事務局までご連絡下さい。

予算に限りはございますが、ぜひご活用下さい。

敬具

(長崎 MICE 誘致推進協議会とは)

MICE 誘致のために、企業、市民団体、大学及び行政等あらゆる分野の団体・組織等が連携し、各種大会・学会やイベント等の受け入れ体制の確立や、誘致に必要な事業を実施して、長崎市の地域経済の活性化を図る団体です。

参考：MICE

Meeting (会議・研修・セミナー)、Incentive tour (報奨・招待旅行)、Convention
または Conference (大会・学会・国際会議)、Exhibition (展示会)

【お問い合わせ先】

長崎 MICE 誘致推進協議会 事務局
(長崎国際観光コンベンション協会内)
TEL : 095-823-7423 FAX : 095-824-9128
E-MAIL : mice@nagasaki-visit.com
担 当 : 佐久間・今井

長崎 MICE 誘致推進協議会 MICE 誘致活動支援支出基準

1. 支援内容

長崎市への MICE 誘致に関して、企業、団体、大学等が誘致活動（招聘、訪問）を行う場合、活動に関わる経費を予算の範囲内において支援を行う。

2. 支援対象経費

(1)バック旅行商品（注1）の利用を基本とし、バック旅行代金の実費額を対象とする。

(2)バック旅行商品が利用できない場合（注2）は、以下のとおりとする。

【交通費】航空機、鉄道、バス等に関わる経費

【宿泊費】1泊一人当たり16,500円（税込）を上限とする

※ただし、旅費及び宿泊費ともに2名分までを上限とする

（注1）バック旅行商品とは交通機関（航空機、鉄道、船舶等）と宿泊をセットにした企画旅行商品のことをいう

（注2）バック旅行商品が適用できない場合とは、バック旅行商品にない行程、またバック旅行商品が手配状況等により予約が取れない場合のことをいう

3. 支援条件

支援するにあたり以下の2つの要件を満たすものとする。

(1)誘致対象のMICEは、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

但し、政治的又は宗教的活動を目的とするもの及び協議会が不相当と判断するものは除く。

①長崎市内で開催するもの

②MICEの規模が九州大会以上のもの

③各種協会、団体、学会等が主体となって開催するもの

(2)MICE誘致に大きな影響を与える誘致訪問先又は招聘者

4. 交付手続き

(1)招聘・訪問に関わる事前連絡及び相談【申請者】

(2)MICE誘致活動実績報告書（第1号様式）の提出（誘致活動日から1ヶ月以内）【申請者】

（添付資料：旅費等に関わる領収書、請求書、ヒアリングシート等）

(3)支援金の確定・精算払い（第2号様式）【長崎国際観光コンベンション協会】

5. 本支出基準に定めのない事項又は支援対象経費、支援条件、交付手続き等に関し疑義が生じた場合は、都度、協議会と協議を行い決定する。